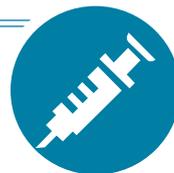


主な話題

- p 02 ワクチン接種の流れと予約方法
- p 04 国民健康保険税の納税通知書を郵送します
- p 05 後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を郵送します

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

vol.8



新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢が12歳以上となりました

国の方針により、ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢が、現行の16歳以上から12歳以上に引き下げられました。12歳から15歳までの方への接種券(クーポン券)の発送時期は、決まり次第、お知らせします。

基礎疾患をお持ちの方へ 事前の申請により、新型コロナウイルスワクチンの接種券を優先して発送します

12歳から64歳までの方で、基礎疾患をお持ちで通院または入院している場合は、高齢者に次いで新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象となるため、事前に申請をした方へ接種券(クーポン券)を優先的に発送します。なお、申請する際に基礎疾患をお持ちであることを証明する書類等は必要ありません。

接種券(クーポン券)は申請受け付け後順次発送しますので、接種券(クーポン券)がお手元に届いたら、本紙2ページ(「ワクチン接種の流れと予約方法」)をご覧ください。

申請方法

▽専用ホームページ(「基礎疾患優先接種届」からオンライン申請)▽基礎疾患優先接種届出書(ファックス (FAX)029-231-7841)または保健センター窓口で受付——のいずれかで申請してください。※届出書は、専用ホームページからダウンロードできるほか、保健センターに備え付けています。

16歳～64歳の方へ 7月上旬に、新型コロナウイルスワクチンの接種券を発送します

ワクチン接種の予約開始時期については、ワクチンの供給スケジュールにより決定します。詳細は、接種券(クーポン券)に同封する「【東海村】新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」をご覧ください。

【問い合わせ】健康増進課(保健センター ☎282-2797)